|  |
| --- |
| ***古河市景観チェックシート*** |
| *【景観計画区域】* |

古河市景観チェックシート《景観計画区域》

|  |  |
| --- | --- |
| 届 出 者 氏 名 |  |
| 行 為 の 場 所 |  |

チェック欄の該当する□に、✓印を付けてください。

１は全ての届出について、２は届出の行為の種類に応じ①～④のうち該当するものについて記入して下さい。

１　共通基準

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 古河市景観条例に基づき、「景観づくりの指針」における10地区の景観特性及び景観方針を、地域別の景観の形成に関する方針として定めています。行為の場所に該当する地区を選んで下さい。 | □古河旧城下町地区  □古河総合公園・中田宿地区  □古河駅東十間通り地区  □旧大山・釈迦沼地区  □宮戸川北部地区  □ネーブルパーク・北利根工業団地地区  □宮戸川南部地区  □諸川市街地地区  □日光東街道南部地区  □東西仁連川地区 |
| 該当する地区のテーマ及び方針に沿った景観づくりに努めている。 | □はい  □該当なし |
| 地区毎の景観特性に配慮しながら、周辺景観に調和する古河らしい風格と魅力ある景観の形成を図っている。 | □はい  □該当なし |
| 自然、歴史・文化等の景観資源の保全に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 良好な眺望景観の保全に配慮している。 | □はい  □該当なし |

２　行為ごとの景観形成基準

【①建築物】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 位置配置等 | 行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。 | □はい  □該当なし |
| 街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 形態意匠 | 全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。 | □はい  □該当なし |
| 歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。 | □はい  □該当なし |
| 河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。 | □はい  □該当なし |
| 屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。 | □はい  □該当なし |
| 色彩 | 建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。（伝統素材や自然素材の素材色は除く。）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 色　　相（系） | 彩　　　度 | | | 区　　　　　分 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | | R（赤） | ４以下 | ２以下 | | YR（黄赤） | ６以下 | ４以下 | | Y（黄） | ４以下 | ２以下 | | GY（黄緑），G（緑），BG（青緑），B（青），PB（青紫），P（紫），  RP（赤紫） | ４以下 | ２以下 | | □はい  □該当なし |
| アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 敷地利用 | 道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。 | □はい  □該当なし |
| 敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。 | □はい  □該当なし |
| 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。 | □はい  □該当なし |
| 動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。 | □はい  □該当なし |
| その他 | 一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。 | □はい  □該当なし |

【②工作物】

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 建築物の基準に準じている。やむを得ず建築物の基準に準ずることができない場合は、工作物の種類及び用途に応じて形態等に工夫し、周辺景観との調和を図っている。 | □はい  □該当なし |

＜参考：建築物チェックシート＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 位置配置等 | 行為地については、良好な眺望景観が得られる眺望点周辺において、眺望の妨げとならない場所を選定している。 | □はい  □該当なし |
| 街なみが連続している地区においては、街なみの調和や連続性に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 建築物については、歴史・文化等の景観資源を阻害しないよう、位置や規模について配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 形態意匠 | 全体的に違和感のないまとまりのある形態意匠としている。 | □はい  □該当なし |
| 歴史的建造物の近傍や沿道景観の整っている地区では、形態意匠の調和や連続性に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 周辺景観や隣接する建物との調和に配慮し、できる限り高さを抑えている。 | □はい  □該当なし |
| 河川沿いや台地端部などに立地する場合は、良好な眺望景観の保全に配慮した高さとしている。 | □はい  □該当なし |
| 屋根・壁面・開口部等については、意匠を工夫し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 商業・業務系地区では、低層階の意匠及び用途について、地区の特性や歩行者に配慮し、にぎわいや街なみの連続性確保に努めている。 | □はい  □該当なし |
| 色彩 | 建築物の屋根、外壁及び屋上設備等の色彩は、以下の表で定める範囲で、できる限り低彩度とし、高明度とならないよう努めている。（伝統素材や自然素材の素材色は除く。）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 色　　相（系） | 彩　　　度 | | | 区　　　　　分 | 市街化区域 | 市街化調整区域 | | R（赤） | ４以下 | ２以下 | | YR（黄赤） | ６以下 | ４以下 | | Y（黄） | ４以下 | ２以下 | | GY（黄緑），G（緑），BG（青緑），B（青），PB（青紫），P（紫），  RP（赤紫） | ４以下 | ２以下 | | □はい  □該当なし |
| アクセントカラーを使用する場合は、高彩度の色は避け、できる限り使用する面積を抑えるとともに、周辺との調和に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 敷地利用 | 道路に面する敷地境界に設置した塀や生垣等は、周辺景観に馴染む意匠としている。 | □はい  □該当なし |
| 敷地内においては、豊かな緑化と周辺景観と調和した植栽に努めている。 | □はい  □該当なし |
| 敷地内に既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 敷地内に設置される広告物は、敷地内の建築物本体及び周辺景観と調和する高さ、位置、規模、形態意匠、色彩及び材料としている。 | □はい  □該当なし |
| 動光・点滅するもの、ネオンサイン、大型映像看板（LEDビジョン等）、サーチライトなどについては、周辺景観との調和及び夜間景観に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 独立して設置する広告物の足元には、緑化を施している。 | □はい  □該当なし |
| その他 | 一つの敷地に複数の建築物を設ける場合には、施設相互間の調和及び周辺景観との調和に配慮している。 | □はい  □該当なし |

【③開発行為】

|  |  |
| --- | --- |
| 景観形成基準 | チェック欄 |
| 開発行為では、本市の自然・歴史・文化を生かした景観形成の向上に資するため、周辺景観との調和に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 開発行為等を行うに当たり、できる限り既存緑地の保全等自然環境保護への配慮や、積極的な緑化の推進に努めている。 | □はい  □該当なし |

【④その他】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 土地の形質の変更  （開発行為を除く） | できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮している。 | □はい  □該当なし |
| のり面の勾配は、できる限り緩やかにとり、緑化等による修景に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 擁壁は、周辺景観との調和に配慮している。 | □はい  □該当なし |
| 擁壁は、前面の緑化等により景観への影響の軽減に努めている。 | □はい  □該当なし |